



みなみ 10

2012 October
No.79

——— 主な内容 ———

- 美波町人事行政の運営等の状況について … P2~5
- 乳幼児等医療費助成制度の変更・拡大について … P6
- 地域づくりインターン事業活動報告 … P10
- 由岐の連続秋祭り …………… P12
- 各お知らせ …………… P13

美波町人事行政の運営等の状況について

美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年美波町条例第3号)に基づき、平成23年度の美波町の人事行政の運営等の状況の概要を公表いたします。

1、職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成23年度実施職員採用試験による採用者は1人(平成22年度審査実施)

(2) 職員の退職の状況

平成23年度における職員の事由別・職種別の退職者の状況は、次のとおりです。

| 区 分 | 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | その他 | 計 |
|-------|------|------|------|-----|----|
| 一般行政職 | 3人 | 2人 | | 1人 | 6人 |
| 技能労務職 | 1人 | | | | 1人 |
| 医師職 | | | | | |
| 医療職 | | 1人 | 1人 | | 2人 |
| 計 | 4人 | 3人 | 1人 | 1人 | 9人 |

(3) 職員数の状況

(単位：人)

| 区 分 | | 職 員 数 | | 対前年増減数 |
|-----------|-------|-----------|-----------|--------|
| | | 平成23年4月1日 | 平成24年4月1日 | |
| 一般行政部門 | 議 会 | 1 | 1 | 0 |
| | 総 務 | 24 | 27 | 3 |
| | 税 務 | 6 | 5 | 1 |
| | 民 生 | 33 | 34 | 1 |
| | 衛 生 | 12 | 13 | 1 |
| | 農林水産 | 6 | 6 | 0 |
| | 商 工 | 3 | 3 | 0 |
| | 土 木 | 8 | 7 | 1 |
| | 小 計 | 93 | 96 | 3 |
| 特別行政部門 | 教 育 | 19 | 16 | 3 |
| | 小 計 | 19 | 16 | 3 |
| 公営企業等会計部門 | 病 院 | 53 | 51 | 2 |
| | 水 道 | 3 | 3 | 0 |
| | 下 水 道 | 2 | 2 | 0 |
| | そ の 他 | 4 | 4 | 0 |
| | 小 計 | 62 | 60 | 2 |
| 合 計 | | 174 | 172 | 2 |

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2、職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成23年度普通会計決算)

| 区 分 | 住民基本台帳人口 (23年度末) | 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率 (B/A) | (参考) 22年度の人件費率 |
|--------|---------------------|-------------|-----------|-------------|---------------|-------------------|
| 平成23年度 | 7,830人 | 5,366,257千円 | 183,744千円 | 1,051,197千円 | 19.6% | 17.2% |

人件費とは、特別職の給与、各委員等報酬、職員給与、共済費などをいいます。

(2) 職員給与費の状況(平成23年度普通会計予算)

| 区 分 | 職員数(A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり給与費 (B/A) |
|--------|--------|-----------|----------|-----------|-----------|-------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 平成23年度 | 113人 | 471,705千円 | 75,386千円 | 171,282千円 | 718,373千円 | 6,357千円 |

1. 職員給与費とは、人件費のうち一般職員に支給される給料、諸手当等をいいます。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

| 一 般 行 政 職 | | | 技 能 労 務 職 | | |
|-----------|---------|-------|-----------|---------|-------|
| 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 3,382百円 | 3,825百円 | 45.1歳 | 2,989百円 | 3,335百円 | 49.2歳 |

(4) 職員の初任給・経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成23年4月1日現在)

| 区分 | | 初任給 | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 |
|-------|-----|----------|------------|------------|------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 161,600円 | 245,100円 | 291,333円 | 355,200円 |
| | 高校卒 | 140,100円 | 223,650円 | 270,846円 | 318,958円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 135,600円 | - | 252,800円 | 272,160円 |

(5) 級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

| 一般行政職 | | | | 技能労務職 | | | |
|-------|-----------|-----|-------|-------|-------------------|-----|-------|
| 職務の級 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 職務の級 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
| 1 級 | 書 記 | 1 | 1.3 | 1 級 | 技 能 職 員 | 0 | 0.0 |
| 2 級 | 主 任 | 6 | 8.0 | 2 級 | 高度な技能又は経験を必要とする | 6 | 30.0 |
| 3 級 | 係 長 | 24 | 32.0 | 3 級 | 特に高度な技能又は経験を必要とする | 14 | 70.0 |
| 4 級 | 主査・課長補佐 | 17 | 22.7 | | | | |
| 5 級 | 上席課長補佐・課長 | 14 | 18.7 | | | | |
| 6 級 | 上席課長 | 13 | 17.3 | | | | |
| | 計 | 75 | 100.0 | | 計 | 20 | 100.0 |

(6) 職員手当の状況(平成23年4月1日現在)

期末勤勉手当と退職手当の状況

| 区分 | 美波町(平成23年度支給割合) | | | 国(平成23年度支給割合) | | |
|--------------|------------------------------------|---------|---------|------------------------------------|---------|---------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | | 期末手当 | 勤勉手当 | |
| 期末手当 勤勉手当 | 6月分 | 1 225月 | 0 645月 | 6月分 | 1 225月 | 0 645月 |
| | 12月分 | 1 375月 | 0 645月 | 12月分 | 1 375月 | 0 645月 |
| | 計 | 2 60月 | 1 29月 | 計 | 2 60月 | 1 29月 |
| | 職務上の段階、職務の級等による加算措置有り | | | 職務上の段階、職務の級等による加算措置有り | | |
| 退職手当 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| | 勤続20年 | 23 50月分 | 30 55月分 | 勤続20年 | 23 50月分 | 30 55月分 |
| | 勤続25年 | 33 50月分 | 41 34月分 | 勤続25年 | 33 50月分 | 41 34月分 |
| | 勤続35年 | 47 50月分 | 59 28月分 | 勤続35年 | 47 50月分 | 59 28月分 |
| | 最高限度額 | 59 28月分 | 59 28月分 | 最高限度額 | 59 28月分 | 59 28月分 |
| | その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置(2%~20%加算) | | | その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置(2%~20%加算) | | |

その他の手当

| 特殊勤務手当 | 区分 | 全職種 |
|--------|-------------------|--------------------------------------|
| | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 8.6% |
| | 支給対象職員1人当たり平均支給月額 | 3,800円 |
| | 手当の種類(手当数) | 4 |
| | 特殊勤務手当の名称 | 防疫等作業手当・放射線取扱手当・ 霊柩車特殊勤務手当・死体処理手当 |

| 区分 | 内 容 | |
|------|--|--------------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 | 13,000円 |
| | 配偶者のいない職員の扶養親族1人目 | 11,000円 |
| | 配偶者以外の扶養親族 | 6,500円 |
| | その他の扶養親族 | 5,000円 |
| | 15歳から22歳までの者1人につき5,000円加算 | |
| 住居手当 | 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 | 家賃の額に応じ 最高27,000円まで |
| 通勤手当 | 自動車等を使用して通勤する職員で、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 | 通勤距離に応じ、2,000円~ 最高24,500円まで |

(7) 特別職の報酬等の状況

| 区分 | 給料(報酬)月額 | 期末手当 |
|-----|---------------------|---|
| 町 長 | 691,200円 (768,000円) | 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 合計 2.6月分 (役職加算有り) |
| 副町長 | 572,000円 (615,000円) | |
| 教育長 | 530,900円 (553,000円) | |
| 議 長 | 269,000円 | |
| 副議長 | 231,000円 | |
| 議 員 | 192,000円 | |

給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

3、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

| 勤務時間 | 始業時間 | 就業時間 | 休憩時間 | 休日 |
|----------------|------|-------|-----------------|----------------------------|
| 1日あたり 7時間45分 | 8:30 | 17:15 | 12:00～ 13:00 | ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日 |
| 1週間あたり 38時間45分 | | | | ・年末年始(12月29日～31日、1月2日及び3日) |

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇の概要は、次のとおりです。

| 区分 | 内容 | 休暇日数等 |
|-------------------|---|---|
| 年次有給休暇 | | 1暦年について20日(20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる。) |
| 病 気 休 暇 | 公務上の負傷又は疾病 | 必要と認められる期間 |
| | 上記以外の負傷又は疾病 | 3月を超えない範囲内で必要と認められる期間 |
| 特 別 休 暇 (主なもの) | 結婚する場合 | その都度必要と認める期間。ただし、5日を超えることはできない。 |
| | 産前産後の場合 | 産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内、産後8週間まで |
| | 子の看護をする場合 | 職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合、5日(子が2人以上の場合は10日)以内 |
| | 短期の介護をする場合 | 職員の配偶者、父母、子等の介護が必要な場合、5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内 |
| | 親族が死亡した場合 | 親族により1日から7日の範囲内で必要と認める期間 |
| | 夏季における心身の健康の維持・増進等の場合 | 7月から9月までの期間内の連続する3日以内 |
| 介 護 休 暇 | 配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合 | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる日又は時間 |

年次有給休暇の状況(一般行政部門職員)

| 期 間 | 平均取得日数 | 消化率 |
|-------------------|--------|-------|
| H23.1.1～H24.12.31 | 12.3日 | 31.3% |

育児休業等の取得状況

| 区 分 | 育児休業 | | 部分休業 | |
|------|------|---------|------|---------|
| 取得者数 | 5 | (うち新規)2 | 0 | (うち新規)0 |

4、職員の分限及び懲戒処分状況

処分者等の状況(平成23年度)

| 区 分 | | 件数 | 区 分 | | 件数 |
|------|----|----|------|----|----|
| 分限処分 | 免職 | 0人 | 懲戒処分 | 免職 | 0人 |
| | 休職 | 1人 | | 停職 | 0人 |
| | 降任 | 0人 | | 減給 | 0人 |
| | 降給 | 0人 | | 戒告 | 0人 |
| | 計 | 1人 | | 計 | 0人 |

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分、公務能率の維持を目的としてなされます。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

5、職員のサービスの状況

サービスとは、職員が職務を行うことをいい、地方公務員法第30条では、サービスの根本基準を「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。この根本基準の具体的な規定として、「サービスの宣誓」「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」のサービス上の義務が定められています。

6、職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成23年度職員研修実績

| 研修区分 | 講座数 | 受講者 | 研修内容等 |
|-------|-----|------|--|
| 庁舎外研修 | 10 | 17人 | ・階層別研修 ・パソコン研修 ・政策実務研修 等 |
| 庁舎内研修 | 12 | 231人 | ・人権講演会 ・地域づくり研修 ・防災研修 ・財務研修 等 |

(2) 勤務成績の評定の概要(平成23年度)

実施していません。

7、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (H23.4.1 ~ H24.3.31)

| 区分 | 受診者数 |
|--------|------|
| 定期健康診断 | 103人 |
| 人間ドック | 73人 |

(2) 福利厚生状況

| 事業団体 | 福祉事業内容 |
|-----------|-----------------------------------|
| 市町村職員共済組合 | 保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業 |
| 市町村職員互助会 | 給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、貸付事業、積立年金事業 |

互助会会員数 (平成23年4月現在)

| 事業団体 | 会員数 | 掛金・補助金率 |
|-----------|------|-----------------------|
| 市町村職員互助会 | 175人 | 給料月額 × 3/1000 × 12月 |
| 徳島県教職員互助会 | 4人 | 上限3,000円 × 12月 (掛金のみ) |

公費支出状況

| 年度 | 負担額 | 会員一人当たり |
|----------|---------|---------|
| 平成23年度決算 | 1,383千円 | 12,238円 |

(3) 公務災害・通勤災害の認定件数 (平成23年度)

| 区分 | 件数 |
|------|----|
| 通勤災害 | 1件 |
| 公務災害 | 1件 |

公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害 (負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成23年度)

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成23年度)

該当なし

■美波町地域情報化について

告知放送・ケーブルテレビ・インターネットについて

美波町では、地域情報化設備として町内全域に光ファイバーを敷設し、告知放送端末による行政・防災情報の発信、ケーブルテレビ徳島によるケーブルテレビ放送、STNetによるピカラ光インターネットサービスの提供を行っています。

これらのサービスにご興味がある方は役場総務企画課までお問い合わせください。



サービス内容

①告知放送端末設備及び郡内無料電話

光ファイバーの引込み、告知放送端末の設置に関しては、美波町役場に申請をしていただきます。

初期費用…町内に住民登録がされている世帯…30,000円

その他の方及び事業所等…49,000円 (告知端末あり)、33,000円 (告知端末なし)

②ケーブルテレビ放送

基本サービス…地上デジタルテレビ放送並びにBSデジタル放送

※オプションサービスとしてCS放送も視聴可

初期費用…18,900円、基本料金…1,260円 (月額)

③光インターネット

基本サービス…通信速度最大100Mbps、メールアドレス3個、ホームページ20MB等

※オプション ひかり電話

初期費用…25,200円、基本料金…4,620円 (月額)

【お問い合わせ先】 告知放送端末等地域情報化については、役場総務企画課 (☎0884-77-3611)
ケーブルテレビのことは、ケーブルテレビ徳島 (☎088-655-4000)
光ネットのことは、STNet (☎0800-100-3950)

国民年金だより



**国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付をお忘れなく!**

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77-3613

税務署からのお知らせ

「税を考える週間」 11月11日(日)~11月17日(土)

テーマ：「税の役割と税務署の仕事」

平成24年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します。

また、「国税電子申請・納税システム(e-Tax)の利用促進」に向けた情報を提供していきます。

◆週間中の活動

1. インターネットを活用した広報(バナー広告などを活用して国税庁ホームページに誘引する広報を実施します。)
2. 関係民間団体等との連携(関係民間団体や地方公共団体と協力して各種施策を実施します。)
11月10日(土) 神山森林公園にて第5回小学生タックスセミナーを開催します。
3. 管内小・中・高校生を対象に税に関する優秀作文の表彰を実施します。
4. 11月12日(月)~11月16日(金) アピカ、市役所及び管内各役場にて税の作品展を開催します。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp
e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎ 0884-22-0414

携帯電話へご加入の方へ「緊急速報メール」の受信について

美波町では、地震・津波などの災害が予想される場合を想定した、町民の方への情報伝達手段の整備を行っています。

その一環として、気象庁が発表する「一般向け緊急地震速報」及び「津波警報(大津波、津波)」を現在、ご加入の携帯電話(ドコモ、au、ソフトバンク)に美波町内で受信できるようになりました。

なお、メール受信については申し込み不要、月額使用料、受信料は無料です。ただし、**受信設定ができていない場合**、及び一部受信設定が必要な機種がありますのでご確認ください。(不明な場合は、購入店などでご確認ください。)

また、災害等による、避難勧告・指示、土砂災害警戒情報などの美波町独自の情報配信についても、今後、配信予定です。

*内閣府から南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定公表がありました。(平成24年8月29日)

詳細については、美波町ホームページ又は、下記ページをご覧ください。

内閣府防災のページ (http://www.bousai.go.jp/nankaitrough_info.html)

*内閣府の公表を受けた徳島県の対応についても同様に、美波町ホームページ又は、下記ページより確認できますのでご覧ください。

徳島県の対応について (http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/earthquake/news.html?cid=earthquake_news&nid=134629083038)

*徳島県から今年度調査していました、徳島県標高調査マップが公表されましたので、ご自分のお住まいの地点や避難先となる地点の標高の確認にご利用ください。

徳島県標高調査マップ (<http://med.pref.tokushima.jp/es/main/index.php>)

【お問い合わせ先】 役場消防防災課 ☎ 77 - 3619

■平成24年度コミュニティ(宝くじ)助成事業

北河内町内会『お神輿』修繕

宝くじによるコミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)により、北河内町内会が登り山神社秋祭りで練り歩く『お神輿』の修繕を行いました。

このお神輿の修繕を行うことにより、この地域内での交流の活発化及び地域コミュニティ活動のさらなる推進を図ります。



この助成事業は、宝くじの普及広報事業の一環として実施しています。宝くじの収益金は、学校・図書館等の教育施設の設備をはじめ道路・橋梁・公園・社会福祉施設等の建設改修など、皆様の日常生活に役立つように使われます。

中学3年生までのお子様がいる保護者の方へ

平成24年10月から乳幼児等医療費助成制度が変わります

平成24年10月1日から美波町独自の取り組みとしまして、子育て支援を目的に乳幼児等医療費助成対象年齢を中学校卒業(3月31日)まで拡大します。



〈改正内容〉

| | これまでの制度 | 平成24年10月から |
|---------|---|---|
| 制度名 | 乳幼児等医療費助成制度 | 子どもはぐくみ 医療費助成制度 |
| 助成対象年齢 | 通院 小学校終了まで 入院 小学校終了まで | 通院 中学校 終了まで 入院 中学校 終了まで |
| 受給者証の発行 | ① 0～3歳未満(アイボリー色) ② 3～6歳未満(アイボリー色) ③ 6歳児～小学3年生(アイボリー色) ④ 小学4年生～小学校修了(アイボリー色) | ① 0～3歳未満(アイボリー色) ② 3～6歳未満(アイボリー色) ③ 6歳児～小学6年生終了(アイボリー色) ④ 中学1年生～中学3年生修了(水色) |
| 自己負担額 | 通院 ・3歳未満一部負担金なし ・3歳～小学校修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円 入院 ・6歳児未満一部負担金なし ・6歳～小学校修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円 | 通院 ・3歳未満一部負担金なし ・3歳～ 中学校 修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円 入院 ・6歳児未満一部負担金なし ・6歳～ 中学校 修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円 |

※入院時での食事代などの保険適用外分は対象外です。

※徳島県外の医療機関及び接骨院での受診は、受給者証が使えないので、いったん窓口で自己負担分を支払い、領収書・印鑑を持参して役場に申請していただくと、後日払い戻します。

【お問い合わせ先】 美波町役場 保健福祉課 ☎77-3614
由岐支所 住民室 ☎78-2212

平成24年10月1日から障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が施行されることとなりました。

家庭や施設、勤務先などで、障害者への虐待を発見した人や虐待が疑われる場合は、役場へ通報することが義務付けられました。

障害者の虐待に関わるご相談や通報、届出は下記までご連絡ください。

※通報者の秘密は守られ、通報者が施設従事者や職場の同僚らの場合は、解雇などの不利益な扱いを受けないうよう保護されます。

【お問い合わせ先】 美波町障害者虐待防止センター(役場保健福祉課内 地域包括支援センター)
☎0884-77-1171

高齢者インフルエンザ予防接種について (お知らせ)

予防接種法に基づき、高齢者の方にインフルエンザの予防接種を実施します。
ご希望される方は下記をお読みのうえ、希望する実施医療機関に直接お申込みください。

1. 対象者 美波町に住所を有する方で次に該当する方
① 65歳以上の方
② 60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方
2. 接種期限 平成25年3月31日まで（開始日は各医療機関に確認ください）
3. 個人負担金 1,000円（※ただし1.の対象者に該当する生活保護受給者は免除）
4. 接種申込先 郡内の医療機関の中で、希望する実施医療機関に直接、お申込ください。
（健康手帳をご持参ください。）
5. 実施医療機関 予防接種は下記の病院でお受けください。

※接種前に診療時間等をあらかじめご確認の上、お申し込みください。

| | |
|---|--|
| <p>イワキ医院 美波町日和佐浦64-2 (☎77-0005)</p> <p>★接種開始日 11月1日～ (月～水・金) 午前9:00～午前11:30 午後2:00～午後5:00 (土曜日) 午前9:00～午前11:30</p> | <p>日和佐病院 美波町奥河内字井ノ上20 (☎77-1212)</p> <p>★接種開始日 11月1日～ (月～金) 午前9:00～午前11:30 午後3:00～午後5:00</p> |
| <p>富田病院 美波町西河内字月輪129-4 (☎77-0368)</p> <p>★接種開始日 11月1日～ (月～金) 午前9:00～午前12:00</p> | <p>由岐病院 美波町港町西1 (☎78-0075)</p> <p>★接種日 〔10月29日〕 午後1:30～午後4:00 〔11月5日〕 午後1:30～午後4:00 〔11月12日〕 午後1:30～午後4:00</p> |
| <p>ヒワサクリニック 美波町西河内字丹前102-2 (☎74-7518)</p> <p>★接種開始日 11月1日～ (月～水・金) 午前9:00～午前12:00 午後2:00～午後5:00 (土曜日) 午前9:00～午前12:00</p> | <p>阿部診療所 美波町阿部306-1 (☎78-0203)</p> <p>★接種日 〔10月26日〕 午後1:00～午後3:00 〔11月9日〕 午後1:00～午後3:00</p> <p>伊座利地区 〔11月7日〕 午後2:00～午後2:30</p> |

| | | | | | |
|---|----------------|----------|---|-----------|----------|
| 海 | 海南病院 | ☎73-1355 | 牟 | 県立海部病院 | ☎72-1166 |
| | 大里医院 | ☎73-3102 | | 玉真病院牟岐診療所 | ☎72-2856 |
| 陽 | 寿満内科クリニック | ☎73-3741 | 岐 | 北川医院 | ☎72-0260 |
| | いしもとファミリークリニック | ☎74-3503 | | 小柴外科胃腸科医院 | ☎72-3311 |
| 町 | 野田医院 | ☎73-1221 | 町 | 美海クリニック | ☎72-3939 |
| | 穴喰診療所 | ☎76-2028 | | | |
| | 折野胃腸科内科 | ☎76-2249 | | | |

【お問い合わせ先】 美波町役場 保健福祉課 ☎77-3614

地域づくりインターン事業 活動報告

8月9日(木)～8月23日(木)

立教大学 観光学部 交流文化学科 3年

今 任 なつみ

【はじめに】

私は観光の勉強をしている学生として、今回のインターン事業に参加しました。大学では主に観光と関連のある事象や、観光に伴う社会への影響について学んでいます。実際に地域の方々と関わりながら働くことを



通して、観光が社会とどのように関わっているのかを学びたいと思います。今回の参加を決めました。美波町を選んだのは、個人的にカメが好きで、海の近くで暮らすことにも憧れていたことでもあります。それらを観光資源として生かすことについて学ぶことができると思っただけです。

【二週間のインターンを終えて】

私は八月十日から二十一日まで、うみがめ博物館カレッタ・うみがめマリナクルーズ・産業振興課（観光案内所など）・薬王寺・お山の大将のそれぞれで一日（三日ずつ業務を体験しました。また、その期間中に



はホームステイという形で、「農家民宿クニ舁田」の舁田さんと、「茶房たにひょう」をされている谷さんのところに泊まらせていただきました。楽しかった、という言葉は相応しくないかもしれませんが、いろんなことを経験できてとても充実した毎日でした。そして、それらの経験や、たくさんの方から伺ったお話は、自分の財産として今後の人生に生かされると思いました。

【美波町への提言】

美波町への提言として私が一番強調したいのは、既存の観光資源をよりよく活用することです。毎年多くの参拝客が訪れる薬王寺や、海と山と川のすべてが素晴らしい豊かな自然は、美波町の大きな強みであると私は考えます。しかし、現状は旧日和佐地区のわずかなエリアだけが観光地として取り上げられているように感じます。例えば、観光のパネルフレットをみても、美波町全体にわたる観光を提案するようなパネルフレットはありませんでした。そこで私は、旧地区ごとではなく美波町全体における「自然体験」や「まちあるき」、そして最近のカメラ流行にあわせて「フォトポイント」などのコンセプトに沿った観光パネルフレットの作成を提案します。ただ有名などころを訪れるだけではなく、自身の興味や目的に沿った体験を含めて観光すること、美波町での旅行がより印象的なものになると思います。そして、コンセプト

を設定することが、それまでは注目されなかった場所や活動が新たな魅力を持つきっかけになることもあると思います。観光を通して美波町がより魅力的な場所になっていくことを、私は期待しています。

【最後に】

お世話になったみなさん、本当にありがとうございました。突然やってきた私が嫌な顔一つせず皆さんが受け入れてくださったことに、毎日感動していました。この二週間の経験を生かして、今後も将来に向けて頑張っていきたいと思います。絶対にまた遊びに来ます！



私はインターンの二週間、旧由岐町木岐地区と由岐湾内地区にてお世話になりました。主に木岐ではまちづくり、由岐では防災活動について調査しました。

木岐地区

木岐は、海・川・山が揃い、多様な魚介類が採れる美しい自然をもつ町という第一印象です。一方で、集

落人口が減少し、空家が多く、若者が少ないという現状から、「昔より寂しくなった」など喪失感ある声が住民から聞こえました。その中でも「わいわいKIKI」を中心とした地域コミュニティ活動や町の花壇の手入れ、駅のトイレ掃除などを毎日されている個人のボランティア精神など、「自分たちで町を元気にさせよう」という「人の力」が強い町であると思います。しかし、そうしたまちづ



くり活動に尽力される方は一部で、持続可能に機能していない「歯がゆさ」を感じました。今後、確実に町の人口規模が縮小する中で、「十、二十年後の木岐に何を残していくのか」について、現状に危機感を抱き、町住民全体で共有したビジョンを持つ必要性を感じました。



由岐湾内地区

由岐では、「西の地防災きずな会」を中心として、「南海トラフ巨大地震」に備えた防災活動が活発な町という印象です。住民に、地震・津波に対する防災意識についてヒアリングを行うと、「三一一以降、津波に対する考えが一八〇度変わった」など危機意識が高まっていると同時に、「津波を恐れて他の地域に引っ越した」という、予想される災害が地域の過疎化に拍車をかけている現実を知りました。

一方で、住民と行政が協働し、防災避難路づくりが行われていますが、担い手の多くが高齢者の方であり、活動の持続性には問題が見られます。過疎高齢化が進行する地域だけの防災対策には限界があるのでないかと感じました。

こうした現状に基づいて、私が提案したことは、防災ボランティアを対象とした「防災ツーリズム」の展開です。避難路整備など、人手不足が問題となる防災活動へのボランティアを募集し、同時に地域住民との交流をも実施することで、地域防災の向上だけでなく、地域間との交流を推進し、由岐の魅力に価値を見いだす新たな参入者を確保することで活性化を図れるのではないかと考えています。

最後に

半月のインターン期間、お世話になりました美波町の方々には大変感謝しております。都市部に住む大学生として、自分の知見を生かし、これからも美波町の



まちづくりに関わっていきたいと思っております。改めまして、ありがとうございました。



由岐の連続秋祭りスタート!

由岐地区では、各地域において9月8日から連続して秋祭りが行われています。

西の地岡崎神社の秋祭りでは、9月13日(木)午後から神輿や鬼が町内を練り歩き、同地区にある由岐保育園の園児たちを楽しませました。18時からは山車が加わり、山車の中で子供たちが内子と呼ばれる鳴物を演奏し、西の地地区の秋夜をにぎわせました。

西の地地区の秋祭りを皮切りに、続々と他の地区でも秋祭りが行われ、地域の人々を楽しませました。

10月14日(日)～16日(火)には、伊座利地区において秋祭りが行われます。

西の地岡崎神社秋季例祭 (9月13日、14日)



西由岐八幡神社秋季例祭 (9月14日～16日)



木岐八幡神社秋季例祭 (9月15日、16日)



阿部宮内神社秋季例祭 (9月21日～23日)



●教育委員会からのお知らせ
10月定例教育委員会開催の日程について

日時 平成24年10月25日(木)
 午前9時30分～
 場所 日和佐公民館 3階会議室

平成25年版「農業日誌」
 「ファミリール日誌」新農家
 暦の予約受付について

「農業日誌」「ファミリール日誌」「新農家暦」の購入を希望される方は、役場へ直接お申し込みください。電話、または窓口にて氏名・住所・電話番号・冊数をお伝えください。

申込期限は、10月29日(月)です。申込みをされた方には、役場に届き次第、ご連絡します。11月中旬を目安に届く予定です。

【価格】

農業日誌 一、四七〇円
 ファミリール日誌 一、四七〇円
 新農家暦 五〇〇円

【申込・お問い合わせ先】

役場総務企画課 77-3611
 由岐支所住民室 78-2211

「シカゴの大豆取引」の
 勧誘にご注意ください!

平成24年6月以降、シカゴ商

品取引所の「大豆」を取引品目とする海外商品先物取引で

◆「しつこい勧誘を受けて契約を

◆「お金は消費者金融等で借金をさせられ、そのまま業者に持つて行かれた」

◆「業者と連絡がつかなくなった」との苦情相談が増えている状況です。

一般消費者を相手として、商品先物取引を業として行う場合には、商品先物取引法に基づく許可が必要です。

許可を受けていない「無許可業者」と取引を行わないよう十分にご注意ください。

○委託者等の保護を更に図るため、平成23年1月1日に商品先物取引法が改正され、国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を業として行う者は、「商品先物取引業者」としての許可が必要となります。

○自宅や職場に、電話でシカゴの大豆取引の執拗な勧誘を受ける場合などは、無許可業者である可能性が高いので、契約・取引はもとより話し合いに応じたりしないよう十分に注意してください。

【無許可業者に関する相談窓口】

農林水産省食料産業局商品取

引グループ ☎03-3501-6730

県立阿南テクノスクール
 職業訓練生募集

訓練科 介護サービス科B2
 内容 介護員養成研修2級課程
 定員 15名(母子家庭の母等の1名を含む)

訓練期間 12月5日～3月4日
 ※土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)休み

訓練時間 9時半～16時半

訓練場所 南部ライフサポートセンター(※駐車場ありません)

受講料 テキスト代として約10000円は自己負担

申込期間 10月17日～11月14日

申込先 居住地を所管する公共職業安定所へ

※お問い合わせは、公共職業安定所または阿南テクノスクール

☎0884-26-0250へ

法の日週間行事案内

開催日時 平成24年10月31日
 (水)午前9時半から午後3時半まで
 場所 徳島地方・家庭裁判所(徳島市徳島町一丁目5番地)
 相談担当者

(1)弁護士(徳島弁護士会に派遣依頼、午前6名、午後6名で

相談時間は一人あたり30分(厳守とする。)

(2)受付 徳島地方・家庭裁判所の総務課職員

定員 60人(午前30人、午後30人とする。)

申込みの方法 (1)電話による申込み

平日午前9時から午後5時までの間、下記(2)まで電話で申し込む。その際、職員において、氏名、日中の連絡先と

なる電話番号を聴取する(日中連絡が困難と思われる際には、住所も併せて聴取する)。なお、相談の時刻は、申し込みの際電話により告知する。

(2)申込先 徳島地方裁判所事務局総務課庶務係

☎088-603-0111

(3)申込期限 申込数が定員に達した時点で受付終了とする。

暖房器具のご使用前に愛情点検を!

家電製品は、長い間使っていると、部品の劣化や磨耗により火災や怪我の原因になることがあります。火傷や、火災などの事故を未然に防ぐために、常日ごろの安全チェックをこころがけてください。

ご使用の際、このようなことはありませんか?

- 電源コードや差込プラグが異常に熱い。
- 電源コードを動かすと通電したり、しなかったりする。
- 製品が異常に熱くなったり、焦げくさい臭いがする
- 運転中に異常な音がある。
- その他の異常や故障がある。

ご使用を中止してください。

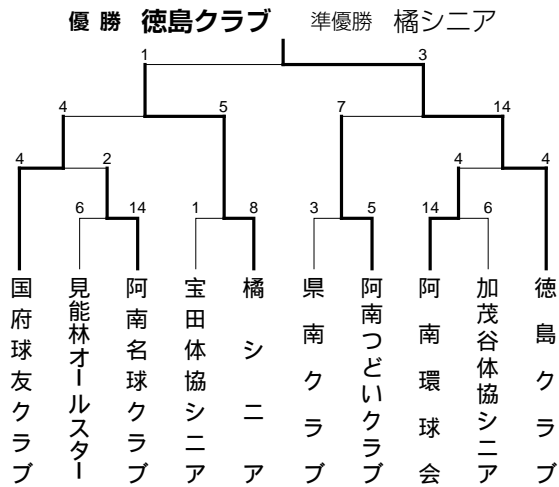
発煙・発火、こげの原因になる恐れがあり、このままご使用いただくのは、大変危険です。電源を切り、コンセントから電源プラグを抜いて、お買い求めの販売店またはメーカーにお問い合わせ先にご相談ください。

JEMA 一般社団法人 日本電機工業会
<http://www.jema-net.or.jp/>

第3回 還暦野球うみがめ大会

7月29日(日)～8月26日(日)

旧日和佐高校グラウンド・町民グラウンド



11月 まちの相談カレンダー

| | | |
|-----|---|-----------------------------------|
| 1日 | 木 | 心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター |
| 8日 | 木 | 心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター |
| | | 行政相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター |
| 13日 | 火 | 人権相談 (9:00～12:00) 日和佐隣保館 |
| 15日 | 木 | 心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐隣保館 |
| 22日 | 木 | 心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター |
| 29日 | 木 | 心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター |

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

(受付日/月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日休)

連絡先/美波町社会福祉協議会 ☎77-0342
由岐支所 ☎78-1792

町民文芸

由岐句会

性格は昔のままや桐一葉
我が部屋は西日の中へ身をゆだね
だんだんと遠く鳴きいる秋の蝉
山径ふさぐ一筋葛の花
農五戸の岬の村や雁渡る
古里を発つ弟や盆の月
明けてなお袖みその匂いこもる部屋
葛の花遠嶺は雲を吐きつづけ
たまきわる命すずしく波の音
鎌の柄が触れてこぼる露の玉

佳谷 喜舟
米山 玉子
由岐 亮子
松内 きぬ
戎谷 久代
戎谷 利公
下町 昭
森 浄子
中川 秀司
森本富美子

木岐句会

露けしや島の灯りも漁り火も
露けしや峡に子供の減りにけり
葉から葉へ雨露ころぶ風情かな
野分波港びつしり繋ぎ船

青山 文夫
三谷 静枝
勝瑞 高春
湊 とおる

日和佐短歌会

生命ある故に老いゆく理を時に忘れて老いを嘆けり
池の鯉あえぎつつ浮くかたわらを仲間の鯉らすげなく過ぎる
つるされて夏は我が世と風鈴の風吹くたびに音色涼しき
精一杯残り時間をカンバスに命たくせし戦没画展
炎天下コンパインの音鳴り響き稲穂波うち刈り取られゆく
父母の声とも聞こゆ法師蝉しきり鳴きつぐ盆の奥つ城
この高さはるかに越える波来ると聞きて空しき津波避難塔

井上みさ子
山本 光
鈴木テル工
福井 郁子
小延 恭弘
栗林 和子
本庄たえ子

投稿 (短歌)

子の家に三日遊びぬ前よりはふつくらとしたタオル積まれて

下町 昭

日和佐句会

畑帰り疲れひとしお三尺寝
浦守りて稽古太鼓や夕月夜
老夫婦想う浜辺や月涼し
野分け来て路返上る波しぶき
星涼しからんころんと下駄の音
露玉を集め清書の墨を摺る
ちびつ子の世代たのもし阿波踊り
星今宵物干し台にしはし坐す
七月やまだ梅雨明けぬ写経かな
真夜中に汗をかけよと起される
うすれゆく秋夕焼や今日のこと

橋本たかき
本庄 潮乃
中川 美鈴
白河 輝女
福井 咲希
岡本 真砂



町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。原稿は前月の20日前後までに提出してください。

図書館カレンダー

| 10月の予定 | | | | | | | 休館日 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | | |

| 11月の予定 | | | | | | | 休館日 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
| | | | | 1 | 2 | 3 | |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

- 『開館日・時間』 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで
土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで
- 『休館日』 毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) 祝日と年末年始

図書館だより

No.079
2012年10月号

油彩画 谷崎泰江展

10月7日(日)～10月28日(日)
2Fギャラリー



新着本

- 幸せの条件 誉田 哲也
- ソロモンの偽証 第 部 決意 宮部みゆき
- その暁のぬるさ 鹿島田真希
- 光圀伝 冲方 丁
- 光降る丘 熊谷 達也
- 人生が用意するもの 川上未映子
- 種のキモチ 山田 悠介
- 「ダメな私」に をする 香山リカ
- なぜヤギは、車好きなのか? 小林 朋道
- 星をつくった男 重松 清
- めぐみと私の35年 横田早紀江
- 傷だらけの果実 新堂 冬樹
- きょうの猫村さん 6 ほしよりこ
- はかぼんさん さだまさし
- ラブ♥リプレイ 喜多 喜久
- つむじダブル 小路幸也、宮下奈都
- 生きるぼくら 原田 マハ
- 塔の下 五 條 瑛
- ひなこまち 畠 中 恵
- あとは泣くだけ 加藤 千恵
- 狼の群れと暮らした男 ショーン・illis、ベニー・ジュノ
- 復活 ポロネーズ第五十六番 古野まほろ 等

児童本

- ぼくとようせいチュチュ かさいまり
- 3つのなぞ ジョン・J・ミューズ
- オニじゃないよおにぎりだよ シゲタサヤカ
- へんしんおんせん あきやまだし
- でんしゃはっしやしまーす まつおかたつひで
- おめでとうおばけ あらいゆきこ
- たまねぎちゃんあららら! 長野ヒデ子
- どんぐりむらのおまわりさん なかやみわ
- ぶたさんちのおつきみ 板橋 敦子
- うどんのうーやん 岡田よしたか

このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733